

静岡県教育委員会

会議録

平成 26 年度 第 23 回定例
3 月 6 日（金）

静岡県教育委員会委員長 溝口紀子は、

平成 27 年 3 月 6 日に教育委員会第 23 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|----------|--------------------|---------------|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 27 年 3 月 6 日（金） | 開会 | 13 時 30 分 |
| | | | 閉会 | 15 時 25 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 溝 口 紀 子 | |
| | | 委 員 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委 員 | 渡 邊 靖 乃 | |
| | | 委 員（教育長） | 安 倍 徹 | |
| | 事務局（説明員） | 山 崎 泰 啓 | 教育次長 | |
| | | 水 元 敏 夫 | 教育監 | |
| | | 池 田 和 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 高 橋 雄 幸 | 健康安全教育室長 | |
| | | 山 本 知 成 | 教育政策課長 | |
| | | 中 川 好 広 | 情報化推進室長 | |
| | | 平 松 明 子 | 人権教育推進室長 | |
| | | 河 野 康 裕 | 財務課長 | |
| | | 杉 山 和 幸 | 福利課長 | |
| | | 林 剛 史 | 義務教育課長 | |
| | | 渋谷 浩 史 | 高校教育課長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育課長 | |
| | | 北 川 清 美 | 社会教育課長 | |
| | | 増 田 曜 子 | 文化財保護課長 | |
| | | 福 永 秀 樹 | スポーツ振興課長 | |
| | | 石 井 宣 明 | 静岡教育事務所長 | |
| | | 渡 邊 聡 | 静岡西教育事務所長 | |
| | | 谷 野 純 夫 | 中央図書館長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 総合教育センター所長 | |
| | | 羽 田 明 夫 | 義務教育課人事監 | |
| | | 野 村 賢 一 | 教育総務課主席人事管理主事 | |
| | | 中 村 かおり | 教育総務課専門監 | |
| | | 長 井 利 樹 | 高校教育課参事 | |

4 その他

(1) 第58号・第59号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項1～7は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、加藤委員、渡邊委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
第59号議案と報告事項4から7は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、第59号議案と報告事項4から7を非公開とする。今回は公開案件から審議を始める。

第58号議案 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

委 員 長： 議案書1頁「第58号議案 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則」について、渋谷高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <議案についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

加 藤 委 員： 資料によると、第61条に「ただし、第3号に掲げる日を除き」とある。この第3号とは下の「3 学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日」ということでよいか。

高校教育課長： そうである。

加 藤 委 員： この第29条の規定に基づいて、教育委員会が個別に定めるのか。

高校教育課長： そうである。6頁の学則の(4)以降の項目である。

加 藤 委 員： この(1)、(2)、(3)ではないということか。

高校教育課長： そうである。(1)、(2)、(3)で例外を実施するときには、教育委員会が特別に定めるということである。

加 藤 委 員： 具体的には、特定の学校が「この特例を活用したい」と言ってきたことに対して、教育委員会が許可するという形式をとるのか。

高校教育課長： 許可というよりも認めるという形式である。

加 藤 委 員： 学校からそのような申請があったということは、教育委員会定例会の場に出されるのか。それとも教育委員会事務局で処理するのか。

委 員 長： 教育長の専決事項なのではないか。

加 藤 委 員： 今まで教育委員会に報告されたことはないように思う。

教 育 長： 課長専決であり、私のところにも報告されない。

加 藤 委 員： 「教育委員会が認める場合」ということであるが、誰が認めるのか権

限がよく分からない。認めるというのは我々教育委員が認めるのかと思ったが、そうではないのか。

委員 長： 事務局の専決事項ということだ。

加藤委員： これはルールなのでどちらでもかまわないが、申請が出てきたら事務局がその妥当性を審議して、事務局で許可するということでよいか。

高校教育課長： 今回改正するものであり、この当時に申請はなかった。

委員 長： 2点意見がある。まず1つ目であるが、部活動は土曜日・日曜日も、正月も活動している。課外授業とはいえ、顧問への手当など十分には整備されておらず、大きな負担となっている。先生にも休める権利はあるのに、それを行使できない。その問題の解消のためには、むしろ積極的に外部指導者を活用してはどうか。

2つ目であるが、土曜日に授業をすることになると、子育て世代の教職員が困るのではないか。小さい子どもがいる家庭では、土曜日に子どもを預けるところがなかなか見つからない。土日に預けることができる施設は少ないし、そのための費用も余計にかかることになる。そのような点で、現場では調整が難しいということもある。先生の負担も大きく、要望はあっても運用が上手くいかないこともありうる。ぜひそのような点も調整していただきたい。

加藤委員： ところで、情報共有はされているのか。静岡高校と静岡東高校が土曜日の活用をしているということであるが、県下の高校でもその情報が入れば「ではウチの学校でもそうしたい」と希望することになるかもしれない。その点の情報共有はどうなっているのか。

教育 監： 静岡高校と静岡東高校の名前が挙がっているが、静岡高校と静岡東高校、実際には庵原高校も含めた3校ではこれまで、土曜日の活用にどのような課題があるのかなどの研究を行ってきた。その情報共有であるが、この3校での実施は校長間ではすでに共有されているところである。今御指摘があったサービスの問題や子どもの土曜日の活用の問題を整理しているところである。今回は、国の制度そのものがそのように変わっているので、改めて正式にスタートする。なお、御指摘にあったが、学校からの申請を教育委員会としてどのように共有していくかについては、これからの課題である。

加藤委員： 「このような取組をしたらうまくいった」という情報が共有されないと、活用も中途半端になってしまうので、検討してほしい。

委員 長： 他に意見はないか。

全委員： (特になし)

委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

委員 長： 第58号議案を原案どおり可決する。

- 委員 長： 報告事項1頁「報告事項1 監査結果に関する報告」について、池田教育総務課長より説明願う。
- 教育総務課長： <報告事項についての説明>
- 委員 長： 質疑等はあるか。
- 渡 邊 委 員： 確認であるが、「指摘」と「注意」の2段階の区分けになっている。それぞれに対して今後はどのように処置されるのか。
- 教育総務課専門監： 「指摘」と「注意」については公表事項になっており、校名等も含めて報道される。それに対する措置状況の報告であるが、対象となった学校から、期日までにどのような取組をしたのかということを経験課へ報告することになっている。なお、それについても公表される。
- 渡 邊 委 員： それに対して、教育委員会事務局のほうもサポートしたりしていくということではいか。
- 教育総務課専門監： そうである。
- 加 藤 委 員： すでに我々が報告を受けている案件である。
- 委員 長： 富士宮北高校で2回目の「体罰」となっているが、この件については報告を受けていなかったように思う。監査委員でもなぜ再発してしまったのが問題となり、再発防止策がとられていなかったことで「指摘」となったのだと思う。これについてはどのように考えているのか。
- 高校教育課参事： 報告をさせていただいているが、この2回目については、文科省の調査があったこともあって「体罰」として区分したものである。内容を説明させていただくと、夏のプールの授業の際、教員が来る前に生徒たちがふざけてプールにどんどん飛び込んでいた。過去には大きな事故もあり、危険も想定されるので、教員が「何をしているのか」と注意して、背中をポンポンと叩いた行為を「体罰」としたものである。2回目ということで重い案件のように見えるが、実際にはそのような状況での行為であり、懲戒処分には至るものではないと判断したので、定例会で審議をいただくことはなく、報告とさせていただいたものである。
- 委員 長： とはいえ、手を出したのは指導として行き過ぎである。例え危険なことであっても、殴ってやめさせる指導は必要ない。
- 高校教育課参事： 表現の問題であるが、「殴る」という表現をするような行為ではない。
- 委員 長： 背中を軽く叩いたとしても、子どもは傷を負うこともあると思う。何が危険なのかを言葉できちんと指導できるように、この教員に注意してほしい。悪気はなかったと思うが、手法については再度教育委員会で指導し、今後を見守っていきたいと思う。
- 高校教育課参事： 当時も指導したが、今後も更に指導をしていく。
- 加 藤 委 員： 「体罰」と聞くととても悪質な行為をしたように思われるが、肩を叩くくらいの行為は通常の生活でもありうることだと思う。生徒が「体罰だ」と騒ぐと体罰になるが、騒がないと体罰とは認識されない。その線引きが難しい。
- 委員 長： 他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)
委 員 長： 報告事項1を了承した。

報告事項2 「交通安全対策・教育参考資料」の作成

委 員 長： 報告事項5頁「報告事項2 「交通安全・教育参考資料」の作成」について、高橋健康安全教育室長より説明願う。

健康安全教育室長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

加 藤 委 員： 集団登下校が行われているが、交通安全に本当に役立っているのか。集団登下校をすることによって、交通事故を誘発しているようなケースもあるのではないだろうか。その点について比較・検討をすべきではないか。

車を運転する立場で考えると、集団登下校の子どもたちは1列には並べない。子どもたちは2列や3列になり、そこが車道に膨らんでしまう。運転する側からすると、その集団を通過するときには緊張感を覚える。集団登下校ではなく、1人や2人であればそのように膨らむ危険性が比較的少なく、車も通過しやすいのではないか。また、子どもの心理として、友達と集まるとそれだけでテンションが高くなってしまい、はみ出しやじゃれあいなどを始めてしまうこともある。

そのようなことを考えると、専門家に集団登下校が本当に安全につながっているのかどうか、もう一度検証してもらう必要があるのではないか。全国的にも、集団登下校の列に車が突っ込んでしまう大きな事故が何度かニュースとして出ているが、集団登下校の列に突っ込んだときは、一人の被害だけではなく、複数の子どもが巻き込まれて一度に生命を落とす大惨事につながる。集団登下校が安全だという固定観念があるが、本当にそうなのかを確認してほしい。

健康安全教育室長： 自分の生命は自分で守るということが大前提であるが、集団登下校の意義についての検証はまだなので、アドバイザーの方とも情報交換をしながら、生命を守るという視点でも助言をいただくようにしていきたいと思う。

加 藤 委 員： 形のみを追いかけすぎてしまって、結果が出ないと意味がない。子どもたちの心情や習性から考えると、「子どもは集団にすると非常に危険な状況になるのではないか」と日常的に子どもたちを見ていて考えることもある。ただ、アドバイザーである大学の先生方は、日頃から小さな子どもたちを指導しているわけではないので、そのことを具体的に伝えないと分からないのではないか。子どもの頃は登下校の際、かばん持たせ競争などいろいろなことをやった。そのような遊び方をするのは集団だったからであり、1人で登下校するのであればやらないことである。

教 育 長： 集団登校は学期の始めのみで、必ずしも一年中やっているわけではな

いというところもある。

また一方で、不審者の出没等で、学校側が集団下校させないといけないというケースもある。その際には、ある程度は集団での登下校の訓練を受けていないと、付け焼刃で集団下校するわけにはいかない。ただ、加藤委員の御意見のとおり、年中集団登下校をやる方がいいのか。特に事故が起きたときには、集団であることで被害は大きくなる可能性がある。そこは研究していただく。市町教育委員会でも問題意識を持っているところはあると思うので、この御意見を受け取って、継続研究とさせていきたい。

加藤委員： 最近は変質的な事故も起こっている。「人を殺してみたかった」などの不可解な理由で、子どもたちを傷つける人たちもいる。そうになると、集団登下校は効率よく殺せる状況にもなりかねない。分散したほうが安全なのか、集結したほうが安全なのか、よく考える必要がある。

委員長： 私の息子も集団登校をしている。それほど車通りが激しいところではないので、むしろ安全意識というよりも、集団行動の練習であったり、「学校に行きたくない」と言ったときに上級生が「一緒に行こう」と声をかけてくれたり、そのようなつながりの意味もあると思う。また、地域によっては車通りが激しくて集団登下校だと逆に危ないなどの事情もある。これまでの慣習として継続するのではなく、もう一度見直すということを含めて、今回の事業の中で検討してほしい。地域ごとに、様々なあり方があってもいいと思う。

なお、平成27年度の事業がどうなるのか教えてほしい。

健康安全教育室長： 平成27年度については、今の時点では、候補者が挙がっている状況である。沼津市と下田市でアドバイザーの派遣などの希望があるので、そちらで話が進んでいる。

渡邊委員： ここでもPTAやスクールガードの方、地域の方の御協力が必要である。ただ、学校関係者は比較的登下校の子どもに気をつけようという意識があるが、それ以外の人々、特に通勤で急いでいる若い人たちは、子どもたちが歩いている横を猛スピードで通過していくということが見られる。社会人としてのモラルを問いたい気持ちであるが、ぜひ警察等の御協力もいただいて、学校関係者以外へも、登下校時の運転についての啓発に踏み込んでいただければと思う。

また、報告書に出ている危険箇所は、こまめにチェックはしていると思うが、新たに幹線道路が整備されたことで、前年度は安全に通学できていた道路が、今年度になって急に交通量が増えて危険になるということもある。そのあたりの安全性のチェックはこまめにしていきたい。そのような情報を集めるためにも、地域の力・保護者の力をぜひ活用していきたい。

加藤委員： 今の渡邊委員の御意見の中に警察の指導があったが、民間企業では、警察官を招いて社内の交通安全の講習会を開いているところがある。その際、警察官から「通学時間帯はこの道を子どもたちが歩いている

ので、注意するように」と一言でも伝えてもらおうと効果があると思う。それについては我々教育委員が公安委員会にお願いするべきかもしれない。

委員 長： 引き続き平成27年度も事業を継続していただいて、交通事故のないようにしてほしい。また教職員も異動の時期になるので、改めて注意喚起をしてほしい。

他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項2を了承した。

報告事項3 平成26年度学校訪問等の状況

委員 長： 報告事項7頁「報告事項3 平成26年度学校訪問等の状況」について、林義務教育課長等より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

静岡教育事務所長： <報告事項についての説明>

静岡教育事務所長： <報告事項についての説明>

委員 長： ここで一時中断して、質疑に移る。
質疑等はあるか。

加藤委員： 県東部は平成の大合併のときに、合併が進まなかったので、賀茂地区などでは町として細かく残っており、その問題点が捉えやすい状況である。しかし、政令市北部の山間部では伊豆と似たような状況にあっても、政令市の中に入っているので過疎地域の教育がどうなっているのかが分からない。見えないと問題点が挙がってこないが、その点について情報交換はされているのか。

義務教育課長： 政令市は独自で水準の維持に取り組んでいただいている。一般論での情報交換はしているし、特に教員の人事交流も密にやっているが、個々の学校の情報交換まではしていない。とはいえ、過疎地域や人口減少が激しい地域の課題というのは共有できているし、例えば小中一貫校の取組も浜松市では庄内と引佐北部、他にも沼津市の事例など、参考になる情報は共有できている。ただ、加藤委員の御指摘の個々の学校の情報交換まではなかなかできていない状況である。

加藤委員： 組織的に同じような地域、例えば過疎地域は過疎地域同士で、話し合いができるような場をつくってはどうか。政令指定都市や県は、行政が区分けしただけであって、彼らが希望したわけではない。その区分けによって分断されてしまうと、全体でのレベルアップが上手くいかないかもしれない。そのところを事務局でも検討していただきたい。

義務教育課長： 御指摘のとおりだと思うので、今後の検討課題とさせていただきます。

渡邊委員： 静岡教育事務所の報告の中で、学校からの評価の欄がある。そのうちの「④教員個々人の研修意欲の向上につながったか」の「とても思う」の調査結果がほぼ8割であり、効果が上がっていると受け止めた。

ただ、次年度以降の報告に関してであるが、静東と静西の評価結果の表現方法が異なっているので、同じ表現でまとめてもらえるとありがたい。

加藤委員： 御指摘のあったアンケート結果であるが、これは身内の評価である。そのため「A とても思う」は実際に良かったかもしれないが、「B ある程度思う」からは不満があると捉えるべきである。

そう考えると「②自校が抱える課題の解決につながったか」は評価が半々である。一般的には「良い」と言ってくれているが、自校の課題が解決されたとは思わないという人が半分いるというように、このアンケートは解釈すべきだと思う。あらかじめ「おたくの学校が抱えている問題は何ですか」と聞いて、聞いたことに対して重点的に研修をするというようなやり方をしないと、満足度は上がらないと思う。一方的に「今の世の中はこうなので、このように教えなさい」「最新の教え方はこうである」と押し付けるのではなく、困っていることは何なのかということをおあらかじめ聞いて、終わった後も「おたくの学校が抱えている問題はこれでいくらかでも解決になりましたか」という念押しをすること、もっとコミュニケーションをとらないといけないと感じた。

私もいつも使っているホテルで満足度のアンケートを書くが、そもそも満足しているからそのホテルを利用しているのであって、大抵は「満足」という評価になる。しかし、「そうでもない」と書いたときは、本当は不満を持っているときである。つまり、身内の中でやるアンケートでは、「A」以外の評価は「不満がある」という解釈をした方が正しいのである。

委員長： さて、ここまでで一度審議を分けたのは、今年度から新しい地域支援のシステムができたからである。問題も顕在化できてきて良かったが、その一方で地域格差も出てきている。新制度では沼津や富士では順調に取組を進めていく一方で、ポスト賀茂地区のようなどころもまだまだあると思う。そのようなところの問題を顕在化して、加藤委員の御指摘にあったように、そこから問題を聞いただけで終わってしまうのではなく、そのあとでどう踏み込んでいくのか。渡邊委員の御指摘にあった「問題をどう分かりやすく伝えていくのか」というところまでやってほしい。今年度は初年度なので、次年度さらに改善してほしい。この取組がうまくいくと、義務教育はさらに改善されていく。

では、続いて県立学校の報告をお願いする。

高校教育課長： <報告事項についての説明>

特別支援教育課長： <報告事項についての説明>

総合教育センター所長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。教育監の御意見はどうか。

教育監： 確認しておく点が二つあると思う。一つは、小中学校と高校では学校

訪問の性格や形態が異なっていること。もう一つは、指導主事の力量をどのような形でアップしていくのかということである。先ほども報告があったが、市町へも指導主事が一緒に同行したという形式や、静西教育事務所のほうに市町の指導主事とやり取りをするというような場面を設けたりもしている。あとはこれからのことになるが、大学等の研究機関と指導主事の育成について、いろいろな面で協議していく場が必要ではないかと思っている。私としてはそのような点を課題として感じている。

あと、杉本所長から説明があったように、数年前の採用の人数は現在の半数くらいなのであり、そのボリュームをどのように整理していくのかという課題もある。だからといって、指導主事を2倍の人数で配置するというわけにはいかないの、どのようにしていくかは大きな課題である。

委員長： 非常に分かりやすい説明で、新たな課題も分かってきた。他に質疑等はあるか。

加藤委員： 義務教育と違って高校になると、将来の志望にあわせて農業高校や商業高校、工業高校、あるいは大学進学を目的とした理数科などを選択する。そうすると、「学科指導においてはこうしたらいい」という一律の解答はない。いくつか学校の性格にあわせて、パターン化はできているのか。進学校であれば、進学校の中で共通の問題も出てくる。

総合教育センター所長： それについては、専門高校であればこのようなことをやってもらいたいというものがあるので、パターン化ができています。進学校についても、様々な進学校があるので、その状況に合わせて、このような形で指導してもらいたいということを持って臨んでいるという現状である。

加藤委員： 前々から言っているが、高校の場合だと将来の進路にあわせて指導していかないと、効果は上がらない。そうすると、進路にあわせて高校生をカテゴリ別にまとめて、その中で指導するような仕組みも必要ではないか。例えば、理数科や大学進学が中心となっている普通科などは、県下一律の一斉試験や期末試験などを統一化することによって、効率的に優秀な生徒をピックアップしていくという工夫もできるのではないかと思う。

また、工業科であれば、東部・中部・西部で県が全体のとりまとめをして、それぞれ産業界の要望に合わせた形で、カリキュラムを組み直してもらって特化していけば、一校一校で取り組むよりも効率的だし、効果的に子どもたちの指導ができるのではないかと思う。今は学校別に訪問がされているので、そのようなことも配慮してほしい。

総合教育センター所長： 訪問自体は学校別なので、どうしても報告のような形式になるが、校種別に集まる会や研修会もある。そこでは、産業教育であれば産業教育審議会の意見を尊重するなどの形ではやっているが、加藤委員が言われたように、すべてをバラバラにしてから拾い集めるようなシステムは現時点ではないので、それは今後の検討課題であると思う。御指摘にあっ

た効果も感じられる部分はあるが、今のシステムではなかなか難しい。これからの体制として研究していきたいと思うが、現状では教科別・専門別に集めた中で、研究協議なり研修を進めていくということを進め、その中で芽を出していきたいと思っている。

加藤委員： 人から人へ伝えるとき、あまり小さな単位にすると逆に効率が悪くなるが、今はIT技術が進んでいるので、志望校別に学校運営などをまとめるような形のIT技術の活用もあるのではないかと。

渡邊委員： 学校においては、指導主事訪問でしっかり成果が上がるように研修の時間を確保するのが難しいという意見が多く出されている。どのような理由があって、研修の時間を確保しにくいのか。先生方が研修を続けるのはとても大事なことであると思うので、これからも研修の時間の確保をしてほしい。

加藤委員： 同じような志望を持っている学校同士で、教科ごとに先生が意見交換ができるような場がもてるといいと思う。そこで「このような教科書を皆で一緒に活用しよう」などのようにしてはどうか。進学校であれば同じ教科書を使うことで試験も共通で実施でき、それによって進捗状況などお互いに切磋琢磨することができる。そのように、今の状況から少しでも踏み出さないと、本当の意味の底上げにもならないし、子どもたちの志望をかなえるという方向にもつながりにくいのではないかと。

教育監： いろいろな御意見をいただいた。高校の理数科の話が出たが、総合学科や国際学科、または中高一貫校など横のつながりで、もっと情報の共有をしていきたい。このような事務局やセンターの訪問は、増えることはあっても減ることはなくなっていく。そうすると、それぞれの学校でどのような研修をしているのか、それぞれの地区でどのような研修をしているのか、それを意識して訪問をしていくことが必要である。また、今は活発ではないが各教科の横のつながりもあり、数学の先生同士、体育の先生同士などの研究会があるので、そのようなところに対して指導主事や事務局がどのように働きかけをしていけばいいのか。いろいろな課題もあるので、今いただいた御意見も含めて、関係部署と協議していきたい。

加藤委員： 義務教育と高校では基本的に違っており、高校の教科については、指導主事の派遣よりも同質の高校同士が連携するほうが、むしろ効果的なのではないか。生活指導などの問題はどこでも同じなので、そこには進路指導を含めて、指導主事の活躍の場はあると思う。

総合教育センター所長： 渡邊委員から時間の確保についての御質問があったが、放課後の時間確保が難しい一番大きな要因は部活動である。他にも、進学校では授業終了後に補習があることもある。資料の日程表を見ていただくと分かるが、日程的に盛りだくさんであり、どうしても全体研修は放課後に設定することになるが、これは基本的には全員参加ということをやっている。そのため、生徒が校内に残っているのに、先生は研修に参加するという

ことになる。そのような場合にどのように対応してもらうのか。学校によっては授業時間を短縮してもらったりしているが、結局は学校ごとの対応になる。子どもの活動に影響しないようにやらなければいけないので、その点が大きな課題となっており、それについては学校とも協議していく。加藤委員の御指摘も考えられることであるので、ひとまず教員の研修についてはそのような視点をもって、進学に特化すること、またそれを指導する人を育てていくことも試みていきたいと考えている。ここでいただいた御意見を踏まえて、研究を進めていきたい。

委員 長： 教育長の感想があれば発言してほしい。
教育 長： 義務教育では教科等指導リーダーということで、学校の教員が地区のリーダー役を果たしている。それについても教育委員会側が至れり尽くせりで行うのではなく、学校側の自主性を重んじていくことが大切である。教育監から教育研究会の話しも出たが、教員自らがそのような授業研究をする場に指導主事が出向いていく。今はどちらかというところイニシアチブが教育委員会側になっているが、学校現場が自主的・自発的に取り組む場に我々がお手伝いに行くことで、より効果的な授業研究等ができるのではないかという思いを持っている。

そして高校の場合には、理数校長会や総合学科校長会などもあり、そのようなところに積極的に指導主事が出向いて、理数科では何が課題になっているのか、総合学科ではどうなのかなどを的確に把握して対応していくことが大事であると思う。

委員 長： 充実した議論ができた。課題はまだまだあるようなので、引き続き、取り組んでいただきたい。
他に異議はないか。

全委員 員： (特になし)
委員 長： 報告事項3を了承した。

【会議の非公開】

委員 長： ここで会議を非公開とする。

＜非＞第59号議案 平成26年度永年勤続者表彰被表彰者の決定

※非公開

＜非＞報告事項4 平成26年度末公立学校校長教頭等登用選考

＜非＞報告事項5 平成26年度末主幹教諭選考試験の結果について

※非公開

<非>報告事項 6 栄養教諭特別選考試験結果と今後の見通しについて

※非公開

<非>報告事項 7 平成26年度条件附採用教職員（1年）の正式採用について

※非公開

【閉会】

委 員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成26年度第23回教育委員会定例会を閉会とする。